

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

美術品や高級車などの減価償却

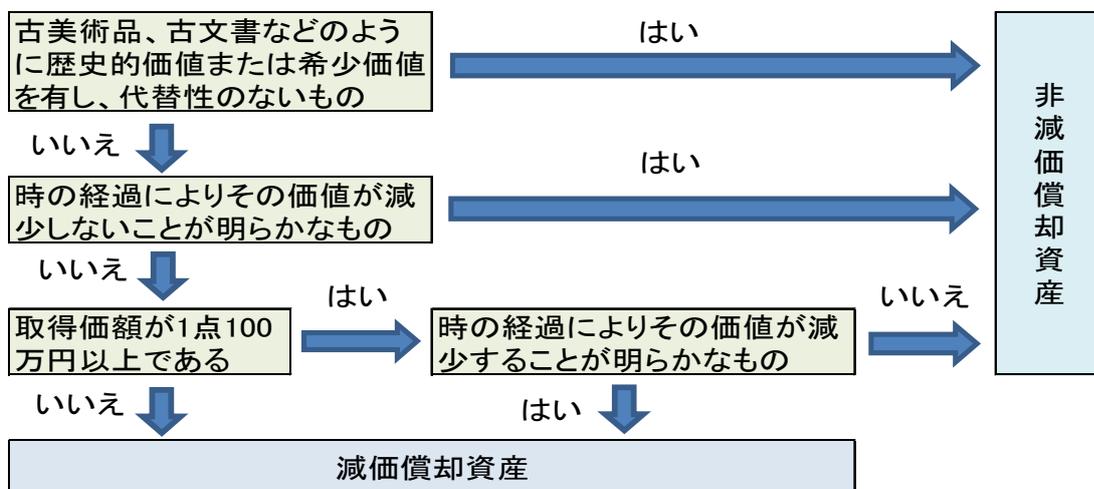
Q 弊社は絵画や工芸品などの美術品を多数購入しましたが、これらの美術品は減価償却できるのでしょうか？また、今では入手困難な古いフェラーリなどの車両も所有しており、現在では購入時より高額の値段で取引されていますが、美術品と同様に減価償却しなくてもよいのでしょうか？

解説

時の経過により価値の減少しない資産は減価償却資産に該当しません。しかし、フェラーリなどの車両は基本的に減価償却資産となります。

1. 美術品の減価償却

時の経過により価値の減少しない資産は減価償却資産に該当しないものとされています。しかし、価値が減少しないかどうかは個人の主観によるところもありますので、下記のフローチャートで判断します。



2. フェラーリなど的高级車

生産後、10～20年程度経過しているフェラーリは一般の車両に比して入手しにくい車両であることを踏まえたとしても、**歴史的価値または希少価値を有して代替性のないものであるとまではいえず**、自動車登録をしてナンバープレートもつけていることから、車両として使用する目的で購入されたと判断されますので**減価償却資産として扱われます**。

要するに…

絵画、彫刻などの美術品等が時の経過により価値が減少するかどうか、あいまいなことも多いので、実務上、上記のフローチャートに従って判断されます。